

令和元年度 第3回 評議会の概要報告

開催日	令和元年 12 月 2 日 (月) 14 : 00~15 : 30
開催場所	横浜ビジネスパークウエストタワー 7階 中会議室
出席評議員	阿部委員、石崎委員、伊東委員、沢藤委員、中村(文)委員、中村(孝)委員、早坂委員、林委員(五十音順)
議題	(1) 令和2年度保険料率について (2) インセンティブ制度について (3) 令和2年度事業計画について (4) その他
議事概要 (主な意見等)	<p>議題1. 令和2年度保険料率について</p> <p>事務局より議題1について説明</p> <p>【議長】 10月に開催された神奈川支部評議会では、平均保険料率の考え方について、中長期的な視点から10%を維持したいという理事長の考え方に異論はないという意見を取りまとめたところであるが、他支部協議会での意見等を受けて改めてご意見を伺いたい。</p> <p>【事業主代表 A】 他支部評議会の意見に「都道府県単位保険料率の目的は、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正することにあつた。しかし、協会発足後そのような動きが見られず」とあるが、具体的にどうということか。</p> <p>【事務局】 各支部において様々な取り組みを行ってきたが、現状は医療費の地域間格差が是正されたとは考えにくいという趣旨だと考えられる。</p> <p>【学識経験者 A】 意見書の提出をしていない支部が増えているのはなぜか。</p> <p>【事務局】 理事長の考えとして示された中長期的視点からの平均保険料率10%維持に対し、特段の意見がなかった支部評議会が増えているためと考えられる。</p>

【議長】

意見書を提出した支部 34 支部のうち「平均保険料率に対しての明確な意見なし」という支部が 4 支部あるが、こういった内容の意見なのか。

【事務局】

平均保険料率そのものに対する意見ではなく、平均保険料率を考える場合のタイムスパンのとり方に対する意見などである。

議題 2. インセンティブ制度について

事務局より議題 2 について説明

【議長】

残念ながら速報値にもとづく順位よりひとつ順位が下がってしまったが、支部実績や、評価指標のあり方などについて意見を伺いたい。

【事業主代表 A】

運営委員会では、制度が安定するまで当面の間は制度の見直しは必要ないとの意見があったとの補足説明があったが、当面とはどの程度の期間を指すのか。

【事務局】

運営委員会ではしばらくは静観してはどうかという意見があった。また、地域間のバラつきが平準化されるような状況になれば、その時点で指標の重み付けの見直しはあるという意見があった。

【被保険者代表 A】

神奈川支部の実績は特定健診の実施率が特に低いですが、今後実施率が向上する見通しはあるか。

【事務局】

今年度は、昨年度と比較して健診の実施件数および特定保健指導の実施件数が増えているので、インセンティブ制度における評価結果も向上すると見込んでいる。

【被保険者代表 A】

医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率について、他の指標と比較して順位が悪くないが、どのような取組を実施しているのか。

【事務局】

神奈川支部では、支部独自の取組として外部委託による受診勧奨を実施している。

【議長】

特定健診等の実施率の順位と評価指標の偏差値の順位に若干の違いがあるが、どのような原因により生じるのか。

【事務局】

評価指標の偏差値には、実施率以外の数値の偏差値が加味される。例えば、特定健診等では、実施率が 60%、実施率の伸びが 20%、実施件数の伸びが 20%という構成となっている。

【被保険者代表 B】

インセンティブ制度の概要について広報を実施していると思うが、神奈川支部の 30 年度の結果について、広報を実施する予定はあるのか。

【事務局】

確定値の結果は、12 月の納入告知書同封チラシに掲載することにより全ての事業所へ案内する。また、その他の媒体による広報も順次実施する予定である。

【被保険者代表 B】

神奈川支部の結果は指標によって順位が大きく異なる。特定の指標に絞った広報を実施しても良いのではないかと考える。

【事務局】

順位が良くなかった指標に重点を置いた広報を実施していきたいと考える。

【学識経験者 B】

理解度調査の結果によれば、インセンティブ制度を知っているという回答は 1 割に満たない。制度の周知が行動変容、さらには医療費の適正化につながると考えられるため、制度の周知を引き続き行っていくことが重要ではないかと考える。

【事務局】

インセンティブ制度の理解度について神奈川支部は全国平均を下回っているため、周知を強化していく必要があると考える。

議題 3. 令和 2 年度事業計画について

事務局より議題 3 について説明

【学識経験者 A】

「現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と効率的な業務処理体制の定着」について、神奈川支部と群馬支部がモデル支部に選定されたとの補足説明があったが、両支部が選定された理由は何か。

【事務局】

手順や体制を確立していくため、本部と委託業者が支部に十数日出張して打ち合わせを実施することが予定されており、コストや時間の観点から東京近郊の支部から規模の違う 2 つの支部が選定されたと理解している。

【議長】

現金給付に関する処理手順にはこれまで支部ごとにバラつきがあったのか。特にどのような点について標準化を図ろうとしているのか。

【事務局】

処理手順は手順書等により定められているが、結果として支部により処理完了までに要する時間等にバラつきが生じている。今後は、人材育成の強化などを通じて、一層正確・迅速な給付業務の実現を目指していく。

【議長】

事業計画（案）では「現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード 10 日間）を遵守する」とされているが、処理手順の標準化は標準期間の遵守にも寄与するのか。

【事務局】

処理手順の標準化は生産性の向上を目的としているため、標準期間の遵守にも寄与すると考える。

議題 4. その他

事務局より議題 4 について説明

委員からの質問等はなし。

特記事項

- ・傍聴者 なし
- ・次回開催 令和2年1月16日(木)